

世界最速かつ最高品質の 知財システムの実現に向けて

特許技監 木原 美武

2014年度、特許庁は新たな一步を踏み出しました。2002年に知財立国宣言がされて以降、特にこの10年間は、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現に向けて序を上げて頑張ってきました。その一つの象徴が2013年度末までにFA期間（審査請求から一次審査通知までの期間）を11月とする長期目標（FA11）でした。

これまで、審査官全員が全力で真摯に審査に取り組んできたことはもとより、約500名の任期付審査官をはじめとする審査官の増員、登録調査機関の協力による先行技術調査の効率化、更には情報システム面での整備等、様々な施策に取り組んできました。また、制度ユーザーの皆様にも出願・審査請求の厳選を進めていただきました。そして、これらの結果、昨年度末にFA11目標を計画通り達成することができました。

この場をお借りして、皆様に厚く御礼申し上げます。そして、この目標達成の喜び、誇り、そして自信を胸に、次の10年を見据えて、再び特許庁が丸となって、新たに直面している課題解決に全力で取り組んでいきたいと思えます。

この10年で特許制度を取り巻く環境は大きく変わりました。研究開発や企業活動のグローバル化が進展し、更なるイノベーションと企業収益の増進を図るため、大企業のみならず中小企業等にとっても海外を含む知的財産戦略の重要性が一層増しています。特に中国、更にはASEAN諸国やインドといった新興国への対応が重要になってきています。

世界の特許出願件数をみても、中国出願の急増により、2001年当時、150万件なかったものが2012年に

は235万件となっています。また、PCT国際出願も、加盟国の増加に伴い、いまやその出願件数が20万件となるなど、世界的に大幅な伸びが見られます。

我が国のPCT国際出願も、2008年で2.8万件くらいでしたが、リーマンショック以降も順調に伸びており、昨年では4.3万件と、米国に次いで世界で2番目に多く、海外展開が強化されてきています。

こうした中、原点に立ち返って考えてみますと、特許制度・特許審査の役割は、我が国の優れた研究開発の成果の特許権として保護・活用し、これを事業拡大や研究開発への継続的な投資の促進に結び付け、もってイノベーションを通じた経済成長・国際競争力強化を実現していくことです。従って、特許制度・特許審査は、日本経済の再生のための大きな役割を担っています。

そのため、昨年6月の「知的財産政策に関する基本方針」、「日本再興戦略」で知的財産戦略の強化が謳われ、そして12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済政策」の中でも、「世界最速かつ最高品質の知財システムの実現」が掲げられました。これらに私達はしっかりと着実に応えていかなければなりません。

具体的には、特許審査のFA期間のみならず、権利化までの期間を短縮して、我が国企業が、外国における特許権取得をはじめとする知的財産戦略の早期構築や、国内外における早期の事業展開を支援する必要があります。

本年3月11日に茂木大臣の閣議後記者会見で、新たな数値目標を定めることが発表され、今後2023年度末

までに特許の権利化までの期間を平均14月以内、FA期間を平均10月以内にするという目標が掲げられました。

また、同時に、品質管理の実施状況、実施体制等をレビューするための、外部有識者によって構成される委員会を新たに設置することも公表されました。我が国の審査結果が国際的に信頼され、我が国で特許になれば海外特許庁においても特許となる予見性が高まるような「世界で通用する安定した特許権」、すなわち「強く・広く・役に立つ特許権」を特許庁は付与していかなくてはなりません。そのためにはどのように特許審査に取り組んでいくべきなのか。その基本原則となる品質ポリシーを、今般策定しました。

今後は、これに基づいて品質管理を担当する審査官の増加をはじめとする品質管理体制の整備等、質の向上に向けた取組を一層充実させていくこととなります。あわせて、我が国の特許権の安定性、有効性を高め、知的財産権の魅力を上昇させることも今後の課題だと考えています。

さらに、国際展開を進める日本企業の、アセアン、インド等新興国における知的財産戦略を支援することが急務となっています。このため、これらの国を含む世界の特許庁において、我が国の審査・運用が、模範として準拠されるスタンダードとなるよう、海外特許庁との連携・協力を強化することにも大きく力を注いでいかなくてはなりません。これまで以上に審査官が新興国等に赴き国際的に活躍することが期待されています。

2006年に日米特許審査ハイウェイを開始するなど、世界をリードしてきた特許庁として、国内外のユーザーに対し、審査基準のポイントを明確に示す等の様々な情報発信を積極的に行う等、引き続き世界を引っ張っていくことが求められています。

こうした多岐にわたる施策を着実に実施していくためには、必要な予算や人員の手配が不可欠ですが、これらの施策を支える情報システムの構築も非常に重要です。特許庁全体の根幹を形成する情報システム面の整備を遅滞なく進めるべく、昨年3月に改定した「特許庁

業務・システム最適化計画」を着実に実行していかなければなりません。そのためには、システム開発に従事する者だけでなく、特許庁職員全員で取組んで行く必要があります。

特許出願は、その時点での最先端の研究開発成果であり、年々その内容の高度化・複雑化が進む中、審査の迅速性を堅持しつつ、質をより一層向上させ、世界をリードしていくことは、決して楽な道のりではないと思います。

知財制度ユーザーの皆さんのニーズや期待に迅速に的確に答えていくため、国内外の企業や人を引きつける世界最先端の知財システムを構築することができるのは、我々特許庁職員のみであることを強く自覚し、またそれを誇りに思っ、各自の職責を全うすべく日々元気に頑張ってもらいましょう。

profile

木原 美武 (きはら よしたけ)

昭和56年4月	特許庁入庁 (審査第三部熱機器)
60年4月	審査第三部審査官 (熱機器)
平成1年4月	総務部電子計算機業務課事務処理機械化推進室機械化専門官
2年1月	総務部電子計算機業務課機械化企画室調査班調査係長
3年7月	審査第三部審査官 (自動制御)
4年3月	総務部総務課長補佐
6年4月	総務部総務課長補佐 (技術審査委員)
7年10月	審判部審判官 (第21部門)
8年7月	(財) 知的財産研究所フシントン事務所長
11年7月	総務部総務課企画調査室長・大学等支援室長
13年1月	特許審査第一部調整課審査企画室長
14年7月	(財) 工業所有権協力センター企画部長
17年4月	特許審査第二部審査監理官 (動力機械)
17年10月	総務部技術調査課長
19年6月	総務部企画調査課長
19年7月	特許審査第二部首席審査長
20年7月	特許審査第一部調整課長
22年7月	特許審査第二部長
23年7月	審判部長
25年7月	特許技監